

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

市道弁天 1 号線ほか 3 路線舗装補修工事

特 記 仕 様 書

上山市 建設課

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）令和8年4月」にもとづき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

なお、令和8年4月一部改定された内容は以下のホームページに掲載されているので、令和8年4月9日までの改定内容についても適用するものとする。

※ 共通仕様書の一部改訂内容は以下ページから確認できます。

山形県のホームページ（ <https://www.pref.yamagata.jp> ）

- 県政情報
- 山形県の紹介
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（土木工事）

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

【入札・契約】

1－1 請負代金額内訳書

1. 本工事は、共通仕様書 第 1 編共通編 第 1 章総則 1－1－5 第 1 項に規定する請負代金額内訳書の提出対象工事とする。
2. 請負代金内訳書は、工事の変更契約を行った場合も提出するものとする。ただし、変更内容が工期や数量のわずかな増減等の軽微な変更で請負代金額内訳が大きく変わらない場合は、提出を省略できるものとする。

1－2 履行報告

受注者は、当初の請負代金が 1 件 1,000 万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書（様式第 10 号の 3）により監督職員に提出しなければならない。

1－3 中間前金払

契約約款第 36 条第 3 項に基づき中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（様式第 10 号の 2）に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書（様式第 10 号の 3）の写しを添えて提出するものとする。

1－4 舗装技術者の配置

本工事は、共通特記仕様書 第 1 編共通編 第 1 章総則 1－1－7 舗装技術者の配置の適用対象工事である。

【建設工事円滑化推進会議等】

1－5 設計変更の手続

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集 山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第 1 章「設計変更ガイドライン」及び第 3 章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

1－6 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後 4 時以降の打合せは行わない。

2. 作業依頼の配慮

1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。

2) 休前日（金曜日など）に休日明け日（月曜日など）が期限日の依頼をしない。

- 3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
3. ワンデーレスポンスの再徹底
 - 1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。
4. 留意事項
 - 1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
 - 2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

【施工方法等】

1-7 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件も満たすものとする。

【アスファルト・コンクリート塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設（アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可）

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。

【アスファルト塊】

- ① 受け入れ場所 : 積算書に記載
- ② 再資源化施設名 : 積算書に記載

3. 落札者は、契約締結前、自らの都合により、前項の条件明示事項と別の方法等に変更する場合は、土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-11建設副産物第2項で規定する契約前の説明において変更内容の説明を行うものとする。

なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。

4. 受注者は、契約締結後、自らの都合により、建設工事請負契約約款様式第1号の2（解体工事に要する費用等調書）への記載内容と別の方法等に変更する場合には、あらかじめ監督職員へ工事打合簿等で説明を行い承諾を得るものとする。

その後、変更契約を締結する場合には、建設工事請負契約約款様式第8号の2（解体工事に要する費用等調書）へも変更内容を記載しなければならない。

なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。

5. 土木共通特記仕様書第1編共通編1-1-11建設副産物第4項に規定する再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）作成は、「コブリス・プラス」（（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）Web版入力システム）に

より行う。

なお、システムの操作に要する費用は、共通仮設費率分（技術管理費）に含まれている。

6. 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画ならびに再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

【施工管理・検査】

1-8 工事完成図書の電子納品

1. 変更に要する数量計算書及び図面等、また、完成時の完成写真及び工事中写真は、請負者が作成し監督職員に提出すること。数量計算については、表計算ソフトデータを提出し、図面については電子データ（SFC形式とPDF形式）で、写真類については電子データ（PDF形式）提出すること。
2. 本特記仕様書・設計書に疑義が生じた場合には、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

【安全確保関係】

1-9 工事名標示板に関する事項（安全確保関係）

1. 工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

工 事 の 種 類	舗装補修工事
工事内容の説明	傷んだ舗装を直しています

2. 本工事は道路工事であることから、工事名標示板記載の「工事期間」は交通上支障を与える実際の期間とする。

1-10 交通安全に関する事項（交通安全管理関係）

1. 交通誘導員の配置

交通管理に要する交通誘導員の配置計画は任意とする。

なお、交通管理者との協議により配置計画について条件が付された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2. 歩行者用の仮歩道が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 車両乗入部等工事の際に覆工（鉄板を含む）等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 施工にともない段差すりつけが必要になった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-11 災害時の協力体制

1. 緊急巡回

（１）緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、

監督職員の指示により巡回を行うものである。

- (2) 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を構ずるとともにその状況について監督職員に報告するものとする。
 - (3) 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
 - (4) 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。
2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業
工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立しなければならない。
 3. 緊急巡回及び緊急時の協力体制に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1－12 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第一報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事故報告書（共通仕様書（参考資料）参考様式5）をFAX、又はE-Mailにより提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に関係する「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。
3. 工事事故報告書様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>)

- 県政情報
- 山形県の紹介
- 組織案内
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（土木工事）

1－13 週休2日確保工事

1. 本工事は4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「上山市週休2日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 受注者は、工事打合簿等において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。
3. 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めにやらない場合は、上山市建設工事請負契約約款第22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
4. 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。
5. 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に

特記仕様書

届出するものとする。

6. 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
7. 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日対象期間、現場開所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿等で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
 - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等(休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。)の書類
8. 発注者は、当初(発注時)において4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が4週8休に満たない場合は、4週8休以上の経費の補正を除いて、工事費を算定するものとする。
9. 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。

第2編 材 料 編

第1章 土木工事材料

1-1 再生資材の使用

工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。なお、下記の材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

材 料 名	規 格	使用箇所	摘 要
再生アスファルト合材	再生密粒度As混合物（13F）	表層工	

1. 本工事における不陸整正は、設計内訳書で指定する材料により、アスファルト舗装等の施工に適した路盤となるように仕上げるものとする。設計内訳書で指定する材料と異なる材料を使用する場合は、監督員の承諾を得るものとする。
2. 施工に際しては、上記路盤となるよう施工管理を行い、施工状況写真及び施工完了写真を監督員へ提出するものとする。
3. 設計内訳書における不陸整正の規格欄に記載されている厚さについては、積算のための考え方を示すものであり、指定事項ではない。
4. 上記材料が使用できない場合においては、使用する材料について監督職員と協議を行うものとする。

1-2 山形県リサイクル認定製品

土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-12リサイクル認定製品に規定する「山形県リサイクル認定製品」は、山形県の環境エネルギー部循環型社会推進課のホームページにより確認することができる。

<https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/kankyo/recycle/recyclesystem/index.html>

特記事項

1 他工事の受注者との調整について

（１）今回の舗装工事については、水道工事が同箇所で行うため、水道工事業者と工程を調整した上で施工すること。